

# 自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

## 1 貸付物件及び貸付面積

物件番号	財産名	所在地	貸付箇所	使用可能面積
1	史跡地内市有地（特別史跡大宰府跡）	太宰府市坂本三丁目 10 番	別紙図面	3 m <sup>2</sup> 未満

- ※1 貸付箇所については、別紙図面を参照してください。
- ※2 使用可能範囲寸法には、使用済容器回収ボックス・放熱余地・転倒防止板設置部分を含みます。
- ※3 自動販売機の機種等によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、申込前に必ず設置場所の確認を行うようにしてください。

## 2 自動販売機設置料等

自動販売機設置者が自動販売機設置に伴い太宰府市に納入する「自動販売機設置料」は、次の各号に定めるものとし、市が発行する納付書により指定する期日までに納付してください。

### (1) 行政財産使用料

太宰府市行政財産使用料条例別表第 2 の規定に基づく使用料の額を定める規則（平成 8 年規則第 36 号）に基づき算定した使用料を年額とします。

区 分	使用料の額（年額）
使用面積 0.5 m <sup>2</sup> 未満	5,280 円
使用面積 0.5 m <sup>2</sup> 以上 1.0 m <sup>2</sup> 未満	10,560 円
使用面積 1.0 m <sup>2</sup> 以上 2.0 m <sup>2</sup> 未満	21,120 円
使用面積 2.0 m <sup>2</sup> 以上	31,680 円に 1 m <sup>2</sup> を増すごとに 10,560 円を加算した額

- ※ 使用料の額に 100 分の 110 を乗じて得た額を年額とし、その額に 10 円未満の端数が生じた時は、その端数は切り捨てるものとする。
- ※ 使用面積が 2 平方メートル以上の場合で、1 平方メートル未満の端数があるときは、当該端数を 1 平方メートルとして計算する。
- ※ 使用許可の期間が 1 年未満であるとき又はその期間に 1 年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、1 月未満の端数があるときは、1 月として計算する。
- ※ 条例等の改正が行われた時は、改正後の条例等による。

(2) 売上納付金

当該自動販売機の毎月の売上に、一定の率《落札した率》を乗じた金額を月額とします（円未満切捨て）。

### 3 電気使用料

自動販売機の運転に必要な電気使用料は、設置者の負担とします。

### 4 その他必要となる経費等の負担

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置者の負担とします。

電気工事については、事前に太宰府市教育委員会文化財課と協議することとします。

### 5 設置機器

(1) 物件番号の設置位置図に示した場所に、使用可能範囲寸法を超えないものを設置してください。

(2) 利用者に使いやすいユニバーサルデザインを、市と協議のうえ積極的に導入してください。

(3) 省電力やノンフロン対応など、環境負荷の低減に十分対応した機種としてください。

(4) 据付面を十分に確認したうえで安全面を考慮し、適切な転倒防止対策を行ってください。

(5) 設置個所は史跡地であることから、太宰府市景観計画色彩基準で使用できる色彩を使用してください。

(6) 設置個所は史跡地であり、自動販売機を設置する際には掘削の制限があります。設置方法につきましては、事前に設置図面（平面図・立面図）を作成して提出していただきます。また、色やデザインについても「太宰府市景観計画の概要」を元に事前に太宰府市教育委員会文化財課と協議させていただきます。

(7) 落札業者は、文化財保護法第 125 条の規定により別途文化庁あて「現状変更許可申請書」を提出することになります。

※「現状変更許可申請書」につきましては落札業者に別途、お知らせします。

### 6 維持管理

(1) 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置者が行うこととします。また、商品の消費期限に十分注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行ってください。

(2) 設置者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障や問い合わせについては連絡先を明記し、速やかに対応してください。

(3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行ってください。

- (4) 原則として設置者は、販売する飲料の容器（缶・ペットボトル等）の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを設置し、設置者の責任で適切に回収・リサイクルを行ってください。

## 7 販売品目等

### (1) 販売品目

飲料（一般市場で認知、支持されているお茶、コーヒー、水、炭酸飲料、紅茶、ジュース類）

※ 酒類（いわゆるノンアルコール飲料を含む）を除く

### (2) 容器

缶・ペットボトル等の密閉式容器

### (3) 販売価格

標準小売価格（定価）以下で販売してください。

## 8 使用上の制限

次のことを遵守してください。

- (1) 入札条件を遵守し、自動販売機設置料及を市が定める期限までに確実に納付してください。
- (2) 自動販売機を設置する権利を、第三者に譲渡又は転貸する行為は禁止します。
- (3) 販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間・経路については、市と協議のうえ行ってください。
- (4) 酒類・たばこの販売は行わないでください。なお、商品の具体的な構成については、落札決定後、事前に市と協議を行ってください。
- (5) 販売商品と直接関係のない広告の掲示を行うことはできません。

## 9 使用許可の取消及び変更

市が許可物件を公用若しくは公共用に供するために必要とするとき、または許可の条件に違反する行為があると認める時は、使用許可の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することがあります。

## 10 原状回復

設置者は、許可期間が満了または許可が取り消された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置者は一切の補償を市に請求することはできません。